

松本市社協 ガイドブック

福祉のこと
なんでも
ご相談ください

くらしのこと

障がいのこと

介護のこと

こどものこと



つむぎちゃん

松本市社協マスコットキャラクター

人と人との関係をつむぎつながりや
絆を大切にしてほしいとの願いから
生まれた妖精です



お困りごとがありましたら
お気軽にご相談ください！

くらしのこと

地域で福祉活動を始めたい・活動を充実させたい	1
ボランティアをしたい、紹介してほしい・・・	4
災害ボランティアについて知りたい・・・	5
車いす、福祉車両を借りたい・・・	6
地区・町会で災害対策を考えたい・・・	7
日常生活の手助けをしてほしい・・・	8
仕事や家計の困りごとを相談したい・・・	9
貸付の相談をしたい・・・	10
お金の管理をしてほしい・・・	11
成年後見制度について知りたい・・・	12

介護のこと

介護保険を利用したい・・・	13
ホームヘルパーを利用したい・・・	14
訪問入浴を利用したい・・・	14
デイサービスを利用したい・・・	15
車いす、福祉車両を借りたい・・・	16

障がいのこと

障害福祉サービスを利用したい	17
仕事をしたい	17
グループホームを利用したい	19
ホームヘルパーを利用したい	19
訪問入浴を利用したい	20
心身障害者の通所施設を利用したい	20
車いす、福祉車両を借りたい	21

こどものこと

子育て相談、子どもと遊ばせたい	22
児童センターを利用したい	23
療育施設を利用したい	25
虐待されているかも	25

松本市社協のこと

社協って何?	26
社協会費って何?	27



地域で福祉活動を始めたい、活動を充実させたい

本会は誰もが安心して、自分らしく暮らし続けることができる福祉のまちづくりを住民主体で進める皆さんを支援しています。集いの場づくり、児童の見守り活動など、その他何かできることをしたいけれど、何ができるかわからない、どこに相談したらいいかわからない時は、社協にご相談ください！活動の提案やご相談を承ります。地域へは活動のための助成金を交付しています。

◆どんな支援があるの？

地域特有の課題等の解決に向けて、地域の方々と社協が協働して地域福祉の推進に取り組みます！

※具体的には・・・・・・・・

地域課題 1

「高齢化が進み次世代の担い手がない」

地域での支え合い・担い手づくりの推進

- ア 地域の担い手養成講座（地域デビュー講座等）
- イ ボランティア養成講座（傾聴講座等）
- ウ 福祉体験講座（つむぎちゃん講座等）

地域課題 2

「外出の機会が乏しくお互いを知る機会がない」

出会い・交流の場づくりの推進

- ア サロン事業（ふれあいいきいきサロン等）
- イ 地域ささえあい事業（つむぎちゃんサポート事業等）
- ウ 地域と児童との交流（プラチナ交流教室等）

地域課題 3

「普段からの見守りを災害時の助け合いにつなげたい」

安心・安全のつながりづくりの推進

- ア 見守り安心ネットワーク事業（ささえあいマップ作成等）
- イ 災害ボランティア講座（つむぎちゃん講座・訓練等）
- ウ 相談支援体制の充実（断らない相談体制づくり等）

◆助成金のメニュー

つむぎちゃんプラン助成金	地区活動の把握・解決事業	・地区の福祉課題を把握するためアンケート等の実施 ・近隣の自治体、福祉施設等への視察研修等
	見守り・支え合い事業	・子どもの登下校の見守り、声掛け、挨拶活動 ・ボランティア等が連携し見守り対象者を訪問等
	マップ作成事業	・町会等の単位で支え合いマップの検討 ・町会マップを作成し支え合いの体制づくり
	地域ふれあい推進事業	・地区、町会で行われる誰でも参加できるお祭り等 ・サロン（オレンジカフェ、お茶のみ、子育て等） ・身近な場づくりのための活動（世代間交流等）
	ボランティア等人材育成事業	・ボランティア、生活支援の担い手の育成 ・地区生活支援員との協働による人材育成活動等
	住民学習サポート事業	・地区社協だより発行 ・福祉講座の開催等（防災、認知症等）
	住民主体事業	・ゴミ出し、草取り等生活支援の体制づくりや運営 ・住民の足を守る地域の交通支援体制づくりや運営等
お問い合わせ先		●地域福祉課 地域福祉係 双葉4-16（松本市総合社会福祉センター内5階） 電話 27-3381 ●西部地区センター 地域福祉担当 波田4417-1（波田地区地域づくりセンター内3階） 電話 91-2030 ●四賀地区センター 会田1001-1（四賀地区地域づくりセンター内1階） 電話 64-3302 ●北部地区センター 元町3-7-1（ふくふくらいず内1階） 電話 38-7671 いずれも、平日 午前8時30分から午後5時まで

各地区の「地区生活支援員」にご相談ください！

社協では35地区の地域づくりセンターに「地区生活支援員」を配置しています。

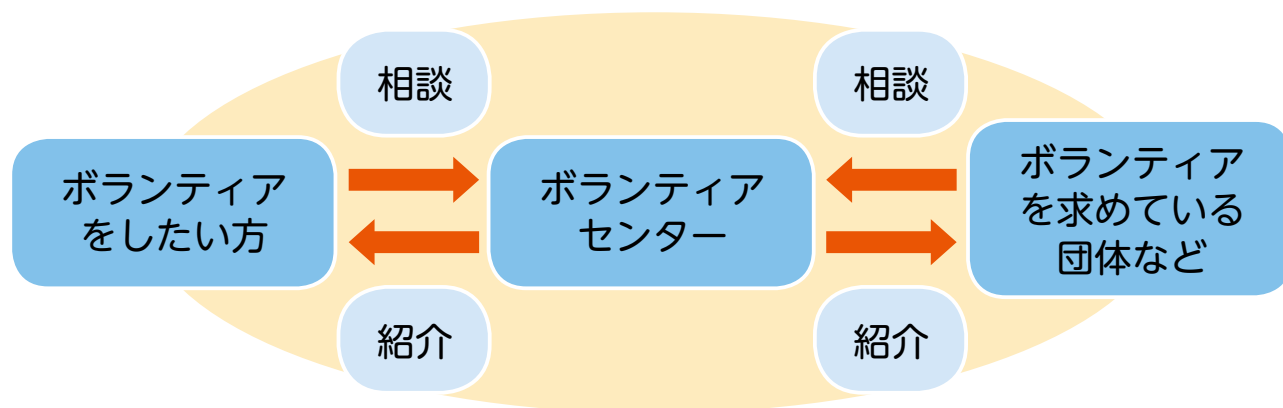
- ・地域内の困りごとを把握し、「助け合い」の支援とつなぎます。
- ・誰もが気軽に集まり安心して過ごせる場所、生きがいを持てる活動などを住民の皆さまと一緒に考え、お手伝いをします。
- ・新たな担い手の発掘・養成を目的とした講座などを考え、活動者の支援を行います。

お気軽にご相談ください！

第一地区	070-8802-5401	神林地区	070-8802-5408
第二地区	070-8684-8019	笹賀地区	070-8684-8030
第三地区	070-8684-8020	芳川地区	070-8684-8031
東部地区	070-8802-5402	寿地区	070-8684-8032
中央地区	070-8684-8021	寿台地区	070-8684-8033
城北地区	070-8684-8022	岡田地区	070-8684-8034
安原地区	070-8802-5403	入山辺地区	070-8802-5409
城東地区	070-8802-5404	里山辺地区	070-8684-8035
白板地区	070-8684-8023	今井地区	070-8684-8036
田川地区	070-8802-5405	内田地区	070-8684-8037
庄内地区	070-8684-8024	本郷地区	070-8684-8038
鎌田地区	070-8802-5406	松原地区	070-8684-8039
松南地区	070-8684-8025	四賀地区	070-8684-8040
島内地区	070-8684-8026	安曇地区	070-8802-5410
中山地区	070-8684-8027	奈川地区	070-8802-5411
島立地区	070-8684-8028	梓川地区	070-8684-8041
新村地区	070-8802-5407	波田地区	070-8684-8042
和田地区	070-8684-8029		

ボランティアをしたい、紹介してほしい

「ボランティア活動をしたい」「ボランティアをお願いしたい」などの相談を受け付け、ボランティアさんと地域や施設などをつなぐお手伝いをします。



ボランティア活動の一例

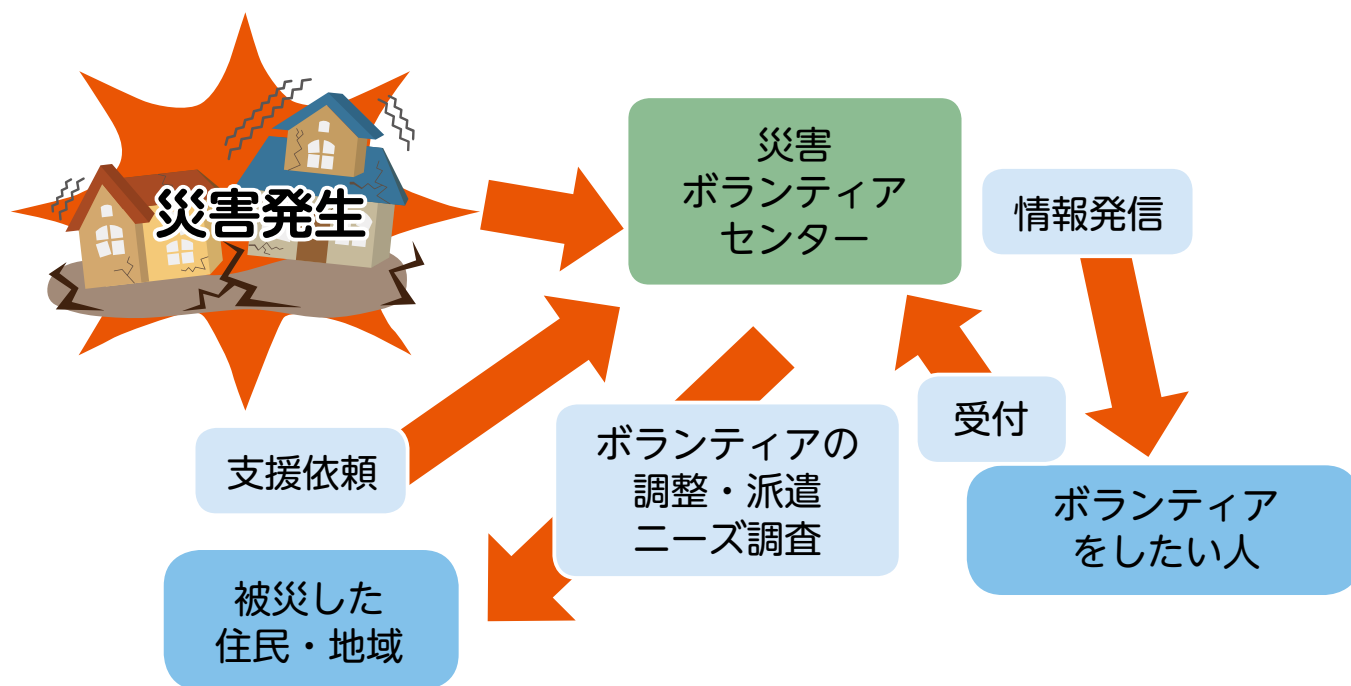
- 趣味・特技を活かしたボランティア（芸能ボランティア等）
- 子育て応援ボランティア
- 福祉体験学習サポーター
- 災害ボランティア、災害ボランティアセンターサポーターの派遣
- 炊出しキャラバン隊
（災害に限らず炊出しを通して様々な人たちと交流）
- 児童センターボランティア
- こども食堂ボランティア
- 社協つむぎちゃん劇団（劇団員として、楽しく福祉啓発等の寸劇に参加していただきます。）
- 傾聴ボランティア
- ペットボトルキャップの収集（エコキャップ運動）

お問い合わせ先

地域福祉課 ボランティア係
 松本市総合社会福祉センター5階 双葉4-16
 電話 **25-7345**
 平日 午前8時30分から午後5時まで

災害ボランティアについて知りたい

大規模な災害が発生した場合、社協は松本市との連携を密にし、被災状況等の情報収集を積極的に行い、松本市災害対策本部の要請と社協災害対策本部の決定を受け、被災者とボランティアをつなぐ「災害ボランティアセンター」（災害ボラセン）を設置します。



災害ボラセンの役割	●被災地のニーズ（困りごと）の把握 ●災害ボランティアの受入れ・調整 ●資機材の受入れ・貸出し ●災害ボランティアの派遣
できること	●片付け・家財道具の運び出し ●見える部分の泥出し ●置をはがして持ち運ぶこと ●炊出し ●話し相手（傾聴）など
できないこと	●危険を伴うこと（雨の日、不安定な場所、危険な場所） ●人力で行えないこと ●営利を目的とすること（飲食店や商店の商品の陳列など）
お問い合わせ先	地域福祉課 地域福祉係 松本市総合社会福祉センター5階 双葉4-16 電話 27-3381 平日 午前8時30分から午後5時まで

車いす、福祉自動車を借りたい



◆車いす貸出事業

市民・団体の皆さまからご寄付いただいた車いすの貸出しをしています。

対 象	松本市在住者で ●介護保険などを利用していない方 ●在宅の高齢者および障がいのある方で歩行困難な方 ●旅行、病気やけがなどで、一時的に使用したい方 その他福祉体験などで車いすを必要とする学校・団体・企業など
利 用 料	無料
貸出期間	最長6カ月
申込方法	下記の貸出場所に直接お申し込みください。
貸出場所	松本市総合社会福祉センター5階 地域福祉課（南松本・27-3381） 波田地区地域づくりセンター3階 西部地区センター（波田・91-2030） 梓川福祉センター（梓川・76-2300） 四賀地区地域づくりセンター1階 四賀地区センター（四賀・64-3302） ふくふくらいず1階 北部地区センター（元町・38-7671） いずれも平日 午前8時30分から午後5時まで

◆福祉車両貸出事業

車いすのまま乗れる自動車の貸出しをしています。



対 象	松本市在住者で車いすのまま自動車で移動したい方
利 用 料	無料 ※ただし燃料費、駐車場代、有料道路代等をご負担いただきます。
貸出期間	1回の貸出しで2泊3日まで。また、同一の利用者の申請は1カ月3回までです。
利用範囲	原則県内
申込方法	下記の貸出場所に直接お申し込みください。
貸出場所	松本市総合社会福祉センター5階 地域福祉課（南松本・27-3381） 波田地区地域づくりセンター3階 西部地区センター（波田・91-2030） 梓川福祉センター（梓川・76-2300） 四賀地区地域づくりセンター1階 四賀地区センター（四賀・64-3302） ふくふくらいず1階 北部地区センター（元町・38-7671） いずれも平日 午前8時30分から午後5時まで

地区・町会で災害対策を考えたい

◆ささえあいマップづくり

「あそこの家に誰が住んでいるのかわからない」といったように、災害時・緊急時に困らないために、助けが必要な人の安否の確認や避難の支援を、地区・町会などで行うためのマップ作成を、社協がお手伝いします。



①みんなで話し合い、結果を地図に書き込むこと

②助けが必要な人を支援するための計画づくり

③継続して情報の見直しをすること

この3つを合わせて、「**ささえあいマップ**」といいます。

作成単位	●隣組・町会・地区単位等单位の大きさに関わらず作成できます。
事前の準備	●マップ作成について、住民へ周知し協力と理解を得る。 ●支援が必要な人の把握・情報を確認する。
作成方法	●地域に起こり得る災害とその範囲、危険個所を想定。 ●災害時・緊急時・日常に支援が必要な人、声かけや安否確認が必要な人の情報を把握し、可能な限り明示。
内容確認	●災害時の対応や不安について話し合う。 ●支援が必要な人にも災害時の行動（いつ、どこに、誰が支援をするか）などを具体的に伝える。
活用	●避難訓練などで声かけや避難行動支援の訓練を行い記載内容の確認を行う。
見直し	●定期的に情報を更新し、いつ災害が発生しても対応できるようにしておく。
お問い合わせ先	地域福祉課 地域福祉係 松本市総合社会福祉センター5階 双葉4-16 電話 27-3381 平日 午前8時30分から午後5時まで



●社協会費を財源としたつむぎちゃんプラン助成金で、町会ごとに申請できる「マップ作成事業」があります！（1町会20,000円上限）

マップの作成にかかる費用のほか、作成に向けた準備段階の会議や研修等の費用にも使えます。

日常生活の手助けをしてほしい

◆つむぎちゃんサポート

高齢者や障がい者などが自立した在宅生活を送れるよう、地域の皆さんによる助け合いの支援を希望される方に、家事や外出の支援を有償で行っています。（介護保険認定の有無にかかわらず利用ができます）

できること

- ゴミ出し（分別済のゴミを収集所に運ぶ）
- 調理 ●衣類の洗濯、補修 ●住居等の掃除、整理、整頓
- 生活必需品の買い物（子育て関係含） ●調理
- 入院・入所中の買い物、洗濯 ●除草（草取り、草刈り）
- 軽易な支援（電球交換、灯油入れなど）
- その他必要な生活援助（話し相手）
- 外出支援（通院や買い物などの外出時の付き添い）



利用会員	松本市民で高齢者（おおむね65歳以上）または心身に何らかの障がいのある方で日常生活に支障のある方
協力会員	18歳以上の健康で、高齢の方や障がいのある方のお手伝いをしたいお気持ちのある方
事務局	事務局（社協）は利用会員と協力会員をつなぐコーディネートを行い、利用料金の収受や支払い等の事務を行います。
お問い合わせ先	地域福祉課 地域福祉係 つむぎちゃんサポート 松本市総合社会福祉センター5階 双葉4-16 電話 25-7330 平日 午前8時30分から午後5時まで または、各地区に配置された、地区生活支援員がご相談に対応します。 地区生活支援員へのお問い合わせは3ページをご覧ください。

仕事や家計の困りごとを相談したい

◆松本市生活就労支援センター まいさぼ松本

生活の悩みや経済的な困りごとを抱えている方に対して、相談員と一緒に考え、課題を整理しながら、生活の立て直しや困りごとの解決をお手伝いします。

対象者	仕事探しなど、経済的なことで生活に不安があるが、どこに相談したらいいかわからない方 (生活保護世帯は除く。)																				
相談できる事	生活にかかわる困りごと、悩み (例)・生活に不安があるが、どこに相談したらいいかわからない ・生活費や食事のことで相談したい ・借金が返せない、家計のやりくりができなくて生活が苦しい ・なかなか仕事が見つからない など																				
利用料	無料																				
利用方法	原則予約制のため、まずはお電話ください。																				
お問い合わせ先	生活福祉課 まいさぼ松本 松本市役所内（東庁舎 2 階） 電話 34-3041 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで																				
その他	障害年金や障害者手帳をお持ちの方は松本市役所																				
	・ 障がい福祉課（東庁舎 1 階・ 34-3212 ）																				
	・ 西部福祉課（波田地区地域づくりセンター 1 階・ 92-3002 ）																				
	もしくは下記のセンターにご相談ください。																				
	<table><tr><th>センター名</th><th>住所</th><th>電話</th><th>FAX</th></tr><tr><td>障がい者相談支援センター あいほっと</td><td>南原 2-16-13</td><td>26-2970</td><td>88-2924</td></tr><tr><td>ケ・セラ社会福祉士事務所</td><td>出川町 11-6</td><td>88-5616</td><td>88-5616</td></tr><tr><td>障害者相談支援センター 中信</td><td>梓川梓 2288-3</td><td>78-6203</td><td>78-7204</td></tr><tr><td>相談支援センター ライフアシスト</td><td>寿台 9-1-3</td><td>88-5252</td><td>88-5353</td></tr></table>	センター名	住所	電話	FAX	障がい者相談支援センター あいほっと	南原 2-16-13	26-2970	88-2924	ケ・セラ社会福祉士事務所	出川町 11-6	88-5616	88-5616	障害者相談支援センター 中信	梓川梓 2288-3	78-6203	78-7204	相談支援センター ライフアシスト	寿台 9-1-3	88-5252	88-5353
	センター名	住所	電話	FAX																	
障がい者相談支援センター あいほっと	南原 2-16-13	26-2970	88-2924																		
ケ・セラ社会福祉士事務所	出川町 11-6	88-5616	88-5616																		
障害者相談支援センター 中信	梓川梓 2288-3	78-6203	78-7204																		
相談支援センター ライフアシスト	寿台 9-1-3	88-5252	88-5353																		

貸付の相談をしたい

◆生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者または高齢者世帯の方に対し、生活に必要な貸付けと援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した「暮らし」を支援するための制度です。なお、生活費の不足など、使用目的が決まっていない費用は対象になりません。

対象世帯	下記の項目①から⑤のすべてに該当する世帯が対象となります。 ①低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯のいずれかに該当する。 ②他の公的資金が利用できない。 ③償還ができる。(返済計画が立てられる。) ④税金の滞納がない。 ⑤生活福祉資金の連帯保証人になっていない。 (他の都道府県も含む。) ※上記の以外にも資金ごとに貸付けに必要な条件があります。		
資金の種類	総合支援資金		失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯に継続的な相談支援と必要な費用をお貸しする資金（まいさぼ松本の支援を受ける必要がある。)
	福祉資金	福祉費	日常生活上、または自立した生活を送るために一時的に必要な費用をお貸しする資金（利用目的の決まっている費用の貸付資金)
		緊急小口資金	やむをえない事由により緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合にお貸しする少額の資金（就職後、初回給料までのつなぎ等)
	教育支援資金		高校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費をお貸しする資金
	不動産担保型生活資金 (対象：身寄りのない低所得の高齢者世帯)		一定の居住用不動産を担保として生活費をお貸しする資金 ※当該不動産に一定額以上の資産価値があること等の条件があります。
その他	資金の種類により、貸付条件、貸付限度額、償還期限等が異なります。詳細については下記までお気軽にご相談ください。		
お問い合わせ先	生活福祉課 松本市総合社会福祉センター5階 双葉4-16 電話 25-7311 平日 午前8時30分から午後5時まで		

お金の管理をしてほしい

◆日常生活自立支援事業

判断能力の低下や精神障がい・知的障がいなどにより、福祉サービスの利用や日常生活に必要なことについて、自分一人では判断することが難しい方に対して、安心して日常生活が送れるように金銭管理の支援や、大切な書類のお預かりなどのお手伝いをを行います。

対象者	下記の項目①～④のすべてに該当する方が対象となります。 ①判断能力の低下などにより、日常生活における福祉サービスの利用や金銭管理がうまくできない。 ②福祉サービス（ホームヘルパー、デイサービス、入所施設等）を利用している。 ③契約行為が理解できる、意思の確認ができる。 ④成年後見（後見、保佐、補助）の審判を受けていない。 ※契約するにあたって審査がありますので、必ず利用できるものではありません。	
事業内容	福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する手続き（代筆等）のお手伝いをします。
	日常的な金銭管理サービス	日常的な預貯金の出し入れ 福祉サービス利用料、公共料金や日常生活に必要な金銭の支払い
	書類等預かりサービス（オプションサービス）	定期預金証書や実印、その他重要な書類をお預かりします。 ※貴金属類、宝石、骨とう品などはお預かりできません。
利用料	利用料：1時間あたり 1,000円 ※生活保護受給者は無料 交通費：1kmあたり 20円 ※実施主体（長野県社協）により、改定される場合があります。	
申込方法	ケアマネージャー、計画相談員など、ご自身の支援者を通じてお申し込みください。	
お問い合わせ先	生活福祉課 松本市総合社会福祉センター5階 双葉4-16 電話 25-7311 平日 午前8時30分から午後5時まで	
その他	成年後見の審判を受けている方の金銭管理等の相談は ●高齢者の場合 松本市役所 高齢福祉課、西部福祉課、各地域包括支援センター ●障がい者の場合 松本市役所 障がい福祉課、西部福祉課	

成年後見制度について知りたい

◆成年後見制度

認知症・精神障がい・知的障がいなどで判断能力が十分ではない人の権利を保護するための制度です。判断能力が不十分となった人に代わって、家族などが代理人（後見人）となって、財産管理や身上保護（契約締結、生活、介護などに関する法律行為）を行います。

対象者	判断能力の低下により、自分のお金が管理できない方 重要な手続き・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方 など ※成年後見制度を利用するには家庭裁判所に申立てをする 必要があり、裁判所の審査を受け審判を受ける必要があります。
利用料	成年後見人に対し、報酬が発生します。 (財産額に応じて家庭裁判所が判断)
専門職による 相談会	完全予約制 弁護士、司法書士による無料相談会 毎週火曜日 午後1時から午後3時 相談場所 梓川地区地域づくりセンター 申し込み 成年後見支援センターかけはし 電話 88-6699 平日 午前8時30分から午後5時まで
お問い合わせ先	成年後見制度に関するお問い合わせ ●高齢者の場合 松本市役所 高齢福祉課 34-3061・34-3237 松本市役所 西部福祉課 92-3002 ●障がい者の場合 松本市役所 障がい福祉課 34-3212 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

介護保険を利用したい

日常生活を送るうえで介護やその他の支援が必要になったときに、介護保険制度による要介護認定または要支援認定を受けることで各種の介護サービスが利用できるようになります。まずは下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先	・松本市役所高齢福祉課（本庁舎北別棟 2 階・34-3214） ・松本市役所西部福祉課 （波田地区地域づくりセンター 1 階・92-3002） ※新村、和田、今井、安曇、奈川、梓川、波田地区にお住まいの方 ・各地区の地域包括支援センター
申請後	居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが本人、家族の希望を伺いながら介護保険の内容、サービスの利用や計画の作成をお手伝いします。

◆居宅介護支援事業

介護を必要とする方やご家族の相談窓口、ケアマネジャーによる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護保険認定の申請代行からサービスを利用するまでのサービス提供事業所への連絡や調整の窓口となります。社協では下記 4 カ所の居宅介護支援事業所を運営しています。

事業所名	所在地	電話番号
指定居宅介護支援事業所	松本市双葉 4-16	28-7728
西部居宅介護支援事業所	松本市波田 4417-1	88-6502
四賀サポートセンター	松本市会田 1001-1	64-1122
北部居宅介護支援事業所	松本市元町 3-7-1	38-7670

◆地域包括支援センター

主に地域に住む高齢者の介護・暮らしに関する相談に応じる機関で、介護保険以外にも認知症のこと、高齢者虐待、生活での困りごとなどの相談の窓口となります。社協では下記 3 カ所の地域包括支援センターを運営しています。地域包括支援センターごと担当地区が決まっていますので、お住まいの担当包括にご連絡ください。下記以外にお住まいの方は、松本市役所高齢福祉課へお問い合わせください。

事業所名	所在地	電話番号
南部地域包括支援センター （松南、芳川地区）	松本市双葉 4-16	27-5138
南西部地域包括支援センター （神林、笹賀、今井地区）	松本市今井 4820-1	50-7858
西部地域包括支援センター （安曇、奈川、波田地区）	松本市波田 6908-1	87-1572

ホームヘルパーを利用したい

◆訪問介護支援事業

介護保険の認定を受けた方のご自宅に、訪問介護員（ホームヘルパー）が伺い、生活のお手伝い（買い物、洗濯、清掃等）、介護のお手伝い（食事、おむつ交換、入浴介助等）を行います。ご利用につきましては担当のケアマネジャーにご相談ください。社協では下記5カ所の訪問介護事業所を運営しています。

身体介護

- 食事の介助
- おむつ交換、排泄の介助
- 入浴介助 ● 衣類の着脱・交換
- 体位交換 など

生活援助

- 食事準備や調理
- 衣類の洗濯
- 掃除、環境整備
- 生活必需品の買い物 など



事業所名	所在地	電話番号
南部ヘルパーステーション	松本市双葉 4-16	25-7388
南西部ヘルパーステーション	松本市笹賀 2901	85-5377
西部ヘルパーステーション	松本市梓川梓 2283-2	78-1009
四賀ヘルパーステーション	松本市会田 1001-1	64-1122
北部ヘルパーステーション	松本市元町 3-7-1	32-2278

訪問入浴を利用したい

◆訪問入浴介護事業

介護保険の認定を受けた方で、寝たきりの方や自力で入浴が困難な方のご自宅に簡易浴槽を持参し、看護師1名、介護スタッフ2名の3人で入浴のお手伝いを行います。ご利用につきましては担当のケアマネジャーか下記事業所にご相談ください。



事業所名	所在地	電話番号
指定訪問入浴介護事業所	松本市双葉 4-16	27-5150

デイサービスを利用したい

◆通所介護事業

介護保険の認定を受けた方を対象とし、ご自宅からデイサービスセンターまで送迎して、機能訓練やレクリエーション、昼食、必要に応じて入浴などのサービスを提供します。ご利用につきましては担当のケアマネジャーにご相談ください。社協では下記8カ所のデイサービスセンターを運営しています。見学や体験のご利用も随時お受けしています。

主なサービス内容

- 自宅からデイサービスセンターまでの送迎
- 機能訓練(身体的機能の維持・改善を目的とした訓練)
- 入浴
- 食事(食事代はサービス利用料と別)
- 健康状態の確認
- レクリエーション など



事業所名	所在地	電話番号
安曇デイサービスセンター いいら	松本市安曇 88-1	94-1130
奈川デイサービスセンター 心和荘	松本市奈川 1575	79-2001
梓川デイサービスセンター なごみ荘	松本市梓川上野 379-1	78-5511
波田デイサービスセンター ふれあい	松本市波田 6908-1	92-8003
波田デイサービスセンター きたはらっぱ	松本市波田 5712-85	91-3116
四賀デイサービスセンター ぷくぷくの郷	松本市会田 1098	64-4321
北部デイサービスセンター	松本市元町 3-7-1	38-7676
東部デイサービスセンター	松本市女鳥羽 2-1-25	32-7102

車いす、福祉自動車を借りたい



◆車いす貸出事業

市民・団体の皆さまからご寄付いただいた車いすの貸出しをしています。

対 象	松本市在住者で ●介護保険などを利用していない方 ●在宅の高齢者および障がいのある方で歩行困難な方 ●旅行、病気やけがなどで、一時的に使用したい方 その他福祉体験などで車いすを必要とする学校・団体・企業など
利 用 料	無料
貸出期間	最長6カ月
申込方法	下記の貸出場所に直接お申し込みください。
貸出場所	松本市総合社会福祉センター5階 地域福祉課（南松本・27-3381） 波田地区地域づくりセンター3階 西部地区センター（波田・91-2030） 梓川福祉センター（梓川・76-2300） 四賀地区地域づくりセンター1階 四賀地区センター（四賀・64-3302） ふくふくらいず1階 北部地区センター（元町・38-7671） いずれも平日 午前8時30分から午後5時まで

◆福祉車両貸出事業

車いすのまま乗れる自動車の貸出しをしています。



対 象	松本市在住者で車いすのまま自動車で移動したい方
利 用 料	無料 ※ただし燃料費、駐車場代、有料道路代等をご負担いただきます。
貸出期間	1回の貸出しで2泊3日まで。また、同一の利用者の申請は1カ月3回までです。
利用範囲	原則県内
申込方法	下記の貸出場所に直接お申し込みください。
貸出場所	松本市総合社会福祉センター5階 地域福祉課（南松本・27-3381） 波田地区地域づくりセンター3階 西部地区センター（波田・91-2030） 梓川福祉センター（梓川・76-2300） 四賀地区地域づくりセンター1階 四賀地区センター（四賀・64-3302） ふくふくらいず1階 北部地区センター（元町・38-7671） いずれも平日 午前8時30分から午後5時まで

障害福祉サービスを利用したい

障害福祉サービスの利用には相談支援専門員が作成した「サービス等利用計画」を申請し、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。詳細については下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先	障がい者	松本市役所障がい福祉課 東庁舎 1 階 電話 34-3212 平日 午前8時30分から午後5時15分まで
	障がい児	松本市役所こども福祉課 東庁舎 1 階 電話 33-4767 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

◆特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

社協には相談支援専門員が、ご本人・ご家族と相談しながらサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成や各種申請手続きの代行等を行う特定相談支援事業として「相談支援センターにじ」があります。

事業所名	所在地	電話番号
相談支援センターにじ	松本市双葉 4-16	28-7855

仕事をしたい

◆就労継続支援 B 型事業所

社協には、働く意欲がありながら一般企業に就職することが困難な障がいのある方に、就労機会を提供する就労継続支援 B 型事業所があります。各施設には詳しいパンフレットをご用意してあります。見学やご利用につきましては、担当の相談支援専門員、または各事業所にご相談ください。

各事業所の 主な仕事内容	①企業からの受託作業（お土産の製品化、段ボールの組立て、ダイレクトメール等の封入） ②リサイクル事業（段ボール、アルミ缶など収集・運搬） ③外部就労（施設清掃など） ④自主製品と自主生産品の製造、生産、販売（オリジナルの縫製品や木工製品、野菜など農作物） ⑤パンの製造販売 ⑥喫茶事業（Cafe ポリジの営業）
-----------------	--

社協で運営している就労継続支援B型事業所

事業所名	所在地	電話番号
松本市希望の家	松本市双葉 4-16	31-6010
松本市岡田希望の家	松本市岡田町 480-8	46-3320
松本市南ふれあいホーム	松本市双葉 4-8	27-4980
松本市北ふれあいホーム	松本市沢村 1-14-26	33-1133
松本市障がい者就労センター・はた	松本市波田 6908-1	92-3355



松本市希望の家では Cafe ポリジを運営しています。カフェ運営を通じた就労訓練、地域住民の皆さまとイベントの共同開催や共同事業などを行うほか、社協で運営している上記の事業所で製作している自主製品を展示販売しています。総合社会福祉センターやなんぷくプラザをご利用の際は、是非お立ち寄りください。

障がいのこと

喫茶名	所在地	営業時間	電話番号
Cafe ポリジ	松本市双葉 4-8 (なんぷくプラザ 1 階)	午前10時から午後4時	26-0066



グループホームを利用したい

◆共同生活援助事業

グループホームは、障がいのある方が、生活介護、就労継続支援などの必要な支援を受けながら共同生活を営む施設です。社協では下記2カ所のグループホームを運営しています。グループホーム水汲ではショートステイを利用できる部屋があり、生活体験などにご利用いただけます。ご利用につきましては担当の相談支援専門員、または下記お問い合わせ先にご相談ください。

事業所名	
グループホーム井川城 にじの家	グループホーム水汲 つむぎの家
お問い合わせ先	障害福祉課 総合社会福祉センター1階 双葉4-16 電話 25-3133 平日 午前8時30分から午後5時まで

ホームヘルパーを利用したい

◆訪問介護支援事業

障害区分の認定を受けられた方に、訪問介護員（ホームヘルパー）が、ご自宅に伺い生活のお手伝い（買い物、洗濯、清掃等）、介護のお手伝い（食事、おむつ交換、入浴介助等）を行います。また、重度視覚障がいの方や移動が困難な方に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）が外出時に同行し、移動に必要な外出支援をする同行援護・移動支援サービスがあります。ご利用につきましては、担当の相談支援専門員にご相談ください。社協では下記5カ所の訪問介護事業所を運営しています。

事業所名	所在地	電話番号
南部ヘルパーステーション	松本市双葉 4-16	25-7388
南西部ヘルパーステーション	松本市笹賀 2901	85-5377
西部ヘルパーステーション	松本市梓川梓 2283-2	78-1009
四賀ヘルパーステーション	松本市会田 1001-1	64-1122
北部ヘルパーステーション	松本市元町 3-7-1	32-2278



訪問入浴を利用したい

◆訪問入浴介護事業

寝たきりの方や自力で入浴が困難な方の、ご自宅に簡易浴槽を持参し、看護師1名、介護スタッフ2名の3名で入浴のお手伝いを行います。ご利用につきましては担当の相談支援専門員か下記事業所にご相談ください。

事業所名	所在地	電話番号
指定訪問入浴介護事業所	松本市双葉 4-16	27-5150

心身障害者の通所施設を利用したい

◆日常生活訓練事業

社協には、地域において就労や、外出したくてもできない方が利用できる通所施設として、松本市心身障害者福祉センターがあり、日常生活訓練事業として「やまなみ学級」を行っています。ご利用につきましては下記お問い合わせ先にご相談ください。

開 所 日	毎週月・木曜日 午前10時から午後3時
対 象 者	在宅心身障がい者及び家族
講 師	機能訓練：理学療法士 学習：ボランティア（社会・体育・科学・音楽療法・読み聞かせ）
各 種 講 座	障がいがある方、また、その家族の方が障がいのある方と、創作や軽作業などを通して交流ができる講座を開講しています。
お問い合わせ先	障害福祉課 総合社会福祉センター1階 双葉4-16 電話 25-3133 平日 午前8時30分から午後5時まで

障がいのこと

サークル紹介 ※一部です

- 書道教室 ●木彫教室（毎月第1・3火曜日） ●陶芸教室（毎月第1水曜日）
- うたの教室（毎月第2・4金曜日） ●わくわく体操教室（毎週水曜日）
- パッチワーク教室（奇数月第4月曜日）
- すまいる（毎月第1・3金曜日） ●デフクロバー（毎月第2・4水曜日）

車いす、福祉自動車を借りたい



◆車いす貸出事業

市民・団体の皆さまからご寄付いただいた車いすの貸出しをしています。

対 象	松本市在住者で ●介護保険などを利用していない方 ●在宅の高齢者および障がいのある方で歩行困難な方 ●旅行、病気やけがなどで、一時的に使用したい方 その他福祉体験などで車いすを必要とする学校・団体・企業など
利 用 料	無料
貸出期間	最長6カ月
申込方法	下記の貸出場所に直接お申し込みください。
貸出場所	松本市総合社会福祉センター5階 地域福祉課（南松本・27-3381） 波田地区地域づくりセンター3階 西部地区センター（波田・91-2030） 梓川福祉センター（梓川・76-2300） 四賀地区地域づくりセンター1階 四賀地区センター（四賀・64-3302） ふくふくらいず1階 北部地区センター（元町・38-7671） いずれも平日 午前8時30分から午後5時まで

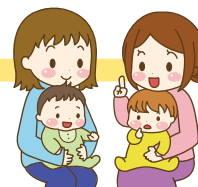
◆福祉車両貸出事業

車いすのまま乗れる自動車の貸出しをしています。



対 象	松本市在住者で車いすのまま自動車で移動したい方
利 用 料	無料 ※ただし燃料費、駐車場代、有料道路代等のご負担いただきます。
貸出期間	1回の貸出しで2泊3日まで。また、同一の利用者の申請は1カ月3回までです。
利用範囲	原則県内
申込方法	下記の貸出場所に直接お申し込みください。
貸出場所	松本市総合社会福祉センター5階 地域福祉課（南松本・27-3381） 波田地区地域づくりセンター3階 西部地区センター（波田・91-2030） 梓川福祉センター（梓川・76-2300） 四賀地区地域づくりセンター1階 四賀地区センター（四賀・64-3302） ふくふくらいず1階 北部地区センター（元町・38-7671） いずれも平日 午前8時30分から午後5時まで

子育て相談、子どもと遊ばせたい



◆つどいの広場

保育園や幼稚園に入っていない未就園の子ども、就園している3歳未満の子どもと保護者が気軽に集い、語り合い、情報交換や交流をする場所です。子育て支援員による相談、親子体操、手遊び、絵本の読み聞かせ、季節の行事体験や、保健師による健康相談を実施しています。

利用日利用時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後2時
(芳川つどいの広場「なんぶすくすく」は午後5時まで)

社協では下記のつどいの広場を14カ所で運営しています。施設については児童センターと併用（一部除く）しています。

館 名	住 所	電話番号
あがたつどいの広場	(あがた児童センター) 県 1-3-20	32-0945
高宮つどいの広場	(高宮児童センター) 高宮 7-40	25-9263
芳川つどいの広場 (なんぶすくすく)	(芳川児童センター) 村井町北 1-9-38 * 令和7年3月末まで	86-2857
南部つどいの広場	(南部児童センター) 双葉 4-16 総合社会福祉センター 2F	24-1562
菅野つどいの広場	(菅野児童センター) 神林 2663-3	57-2870
島立つどいの広場	(島立児童センター) 島立 3298-2	47-9246
寿つどいの広場	(寿児童センター) 寿豊丘 1032-3	57-4746
二子つどいの広場	(二子児童センター) 笹賀 6071	28-5657
鎌田つどいの広場	(鎌田児童センター) 両島 5-50	26-4747
山辺つどいの広場	(山辺児童センター) 里山辺 7241-2	39-1210
浅間つどいの広場	(浅間児童センター) 浅間温泉 2-9-2	46-0605
今井つどいの広場	(今井児童センター) 今井 1595	59-2765
田川つどいの広場	(田川児童センター) 渚 1-6-9	25-1206
四賀つどいの広場	(四賀保健福祉センター) 会田 1001-1	64-3420

児童センターを利用したい

◆児童館・児童センター

児童館・児童センターでは18歳未満のすべての児童が利用できます。

◆放課後児童健全育成事業

市内の小学校に通っている児童のうち、保護者の就労などの事情で放課後に留守家庭になる児童（小学1年生から6年生）を対象に、登録制で児童センターでお預かりをしています。

児童館・児童センターでできること、行っていること（一例）

※下記の内容は、児童館・児童センターごとに異なります。

- 集団遊び ● 運動遊び ● 手芸、工作など
- 一輪車大会、卓球大会など ● 季節行事
- 学習支援（宿題） ● バス遠足



開館時間

	一般児童 (市内18歳未満)	登録児童 (小学1年生から6年生)
月から金曜日	午後0時30分 から 午後6時30分	午後0時30分から 午後7時
土曜日・学校休業日	午前8時30分から 午後6時30分	午前8時から午後7時

利用料金

※延長料金以外は月額料金になります

利用時間	1人目	2人目以降	延長料金
午後5時まで	2,000円	1,000円	1回1人あたり 300円
午後6時まで	3,000円	1,500円	
午後7時まで	4,000円	2,000円	

ご利用方法

次ページ各児童センター又は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

お問い合わせ先

地域福祉課 児童・高齢福祉担当
松本市総合社会福祉センター3階 双葉4-16
電話 **24-3500**
平日 午前8時30分から午後5時まで

児童センター一覧

社協では下記の児童センター 16 館、放課後児童クラブ 2 館を運営しています。

館 名	住 所	電話番号
あがた児童センター	県 1-3-20	3 2 - 0 9 4 5
高宮児童センター	高宮南 7-40	2 5 - 9 2 6 3
島内児童センター	島内 4884-5	4 7 - 1 6 8 0
芳川児童センター	村井町北 1-9-38	8 6 - 2 8 5 7
南部児童センター	双葉 4-16 総合社会福祉センター 2F	2 4 - 1 5 6 2
菅野児童センター	神林 2663-3	5 7 - 2 8 7 0
島立児童センター	島立 3298-2	4 7 - 9 2 4 6
寿児童センター	寿豊丘 1032-3	5 7 - 4 7 4 6
寿放課後児童クラブ	寿豊丘 1019-7	5 7 - 5 6 2 6
二子児童センター	笹賀 6071	2 5 - 5 6 5 7
鎌田児童センター	両島 5-50	2 6 - 4 7 4 7
山辺児童センター	里山辺 7241-2	3 9 - 1 2 1 0
山辺放課後児童クラブ	入山辺 3 4 山辺小学校内	3 6 - 0 3 0 5
浅間児童センター	浅間温泉 2-9-2	4 6 - 0 6 0 5
今井児童センター	今井 1595	5 9 - 2 7 6 5
田川児童センター	渚 1-6-9	2 5 - 1 2 0 6
並柳児童センター	並柳 4-9-2	2 6 - 9 8 4 3
筑摩児童センター	筑摩 1-13-22	2 5 - 5 7 9 0

療育施設を使いたい

◆児童発達支援・放課後等デイサービス

社協には、早期に適切な療育や機能訓練を行うことが必要な児童に対し個別療育・集団療育を行う「しいのみ学園」があります。また、就学前のお子さんを対象に保護者の方も共に通園する児童発達支援と就学児(高校生まで)を対象とした放課後等デイサービスがあります。ご利用につきましては、下記お問い合わせ先までご相談ください。

事業所名	所在地	電話番号
しいのみ学園	松本市双葉 4-16	25-3010
お問い合わせ先	松本市役所こども福祉課 東庁舎 1 階 電話 33-4767 平日 午前8時30分から午後5時15分まで	

虐待されているかも

電話をする際は、「もし違ったらどうしよう」「児童虐待かもしれないけど、確信が持てない・・・」とためらってしまうかもしれません。しかし、連絡する方が虐待かどうかを判断する必要はありません。連絡がなければ、もし虐待があった場合、子どもはその被害を受け続けます。早期発見できれば、問題が大きくなる前に解決できます。児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待のサインを少しでも感じたら、ためらわず連絡してください。

子どものサイン

- ・ たたく音や子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる。
- ・ 不自然な傷や打撲のあとがある。
- ・ いつも汚れた服を着ていたり、季節に合わない服装をしている。
- ・ 身体に触られることを異常に怖がる。

保護者のサイン

- ・ 子どものけがや病気の説明が不自然。
- ・ 子どもを置き去りにして夫婦で出かける。
- ・ 子どもに無関心で、どこで何をしているのか知らない。
- ・ 家が極端に汚い。

専門機関の連絡先

24 時間児童相談所全国共通ダイヤル：189

長野県児童虐待・DV24 時間ホットライン：026-219-2413

松本児童相談所：91-3370

松本市役所こども福祉課：33-4767

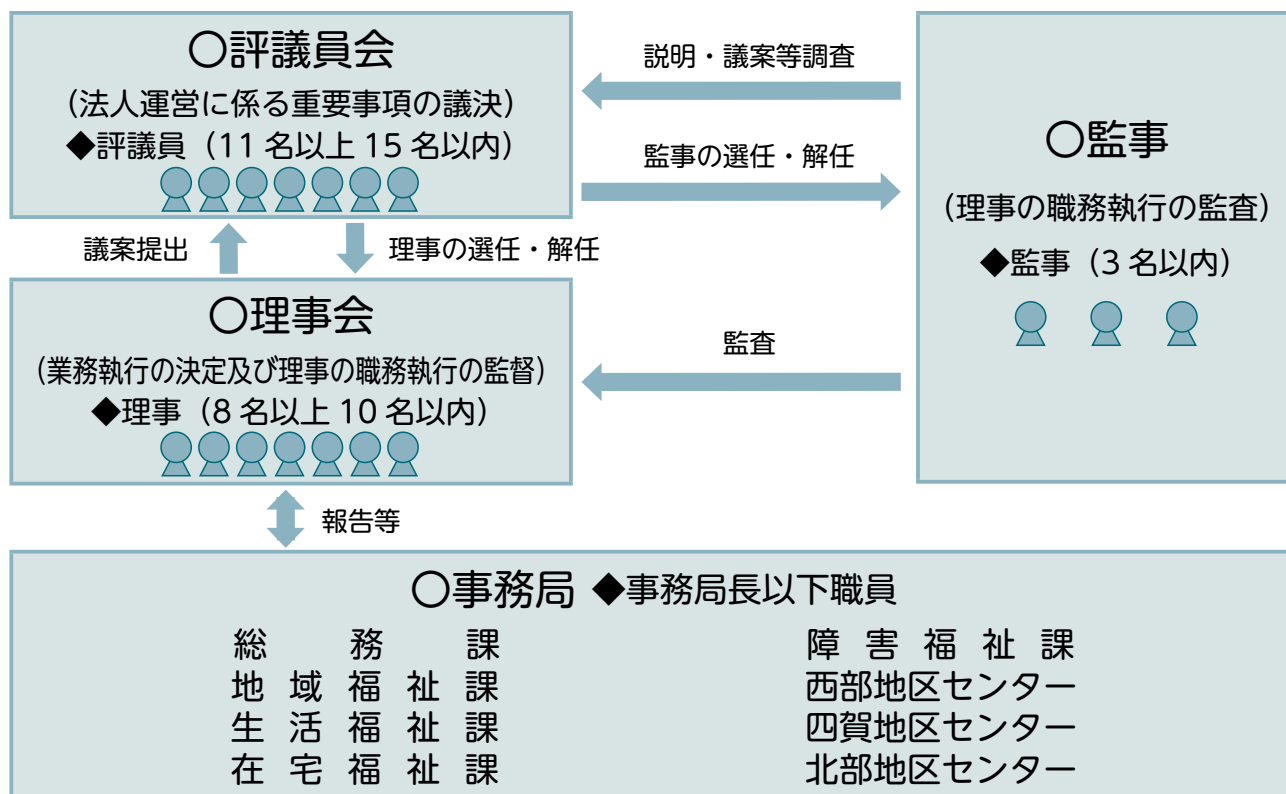
社協って何？

◆社会福祉協議会「社協」って何？

「社協」は、昭和26年（1951年）に制定された（現）「社会福祉法」に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。全国社協のほか、各都道府県、政令指定都市、市区町村の単位で設置され、それぞれの地域に応じた活動を行っています。

名 称	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会
設置年月日	昭和27年5月31日
場 所	松本市双葉4番16号 松本市総合社会福祉センター内
事 業 (主要4事業)	・ 地域福祉事業 地域福祉活動の支援、ボランティア活動の推進・支援、生活支援体制の構築、子ども・高齢者福祉の推進等 ・ 生活福祉事業…暮らしの支援と権利擁護等 ・ 介護保険事業…介護サービスの提供 ・ 障がい者福祉…障がい者福祉の推進等

◆松本市社協の組織



社協会費って何？

社協の活動財源は、介護保険収入、障害福祉サービス収入、行政等からの補助金・委託事業費や赤い羽根共同募金配分金、寄付金などですが、住民同士の支え合いや地域の実情に応じた独自の地域福祉活動を進めるためには、皆さまからの会費も貴重な財源です。地域福祉の原動力となる社協会費の趣旨をご理解いただき、財政面での支援を任意でお願いするものです。会費を納めていただくことは、社協の地域福祉活動の支援につながっています。

◆会費の種類は？

世帯会費	1 世帯 300円 * 市内の各地区の住民の皆さま（町会加入世帯＝会員）
団体・施設会員	1 団体・施設 2,000円 * ご協力いただける福祉団体・福祉施設さま
特別会員	1 □ 1,000円 * 市内の個人の方で、格別なご理解をいただいている方
賛助会員	1 □ 10,000円 * ご協力いただける企業・法人さま

◆つむぎちゃんプラン助成金以外の会費の主な使い道は？

※人件費には充てられていません。

- 地区社協活動費助成金
地域が行う地域福祉活動費として、世帯会費300円の内3割（90円）が地域の福祉活動で使用されます。
- 社協まつもと「つむぎちゃん通信」の発行（全戸配布）
社協の活動を知ってもらうために年4回（4月・7月・10月・1月）発行しています。
- 地域デビュー講座
地域福祉に興味があり、地域福祉やボランティア活動等について楽しく学びながら、具体的に地域福祉活動に取り組めるよう支援を行います。また、各地区・町会単位での「地域デビュー講座」の開催を目指し、地域での人材育成にもつなげます。

社会福祉法人松本市社会福祉協議会



使命・理念・基本目標



社協創立70年を節目に、改めて職員の思いなどを織り込んだ、使命(本会が果たすべき役割)・理念(目指す福祉の理想像)・基本目標(理念を実現するための事業と組織の基本的な目標)を定めました。

令和4年10月 制定

使 命

私達は、誰もが安心して、自分らしく暮らし続けることができる、福祉のまちづくりを推進します。

理 念

1. 人と人とのつながりが広がる社会の実現

～地域の中で、人と人との様々なつながりがより多く広がることで、孤立する人のいない社会の実現を目指します。

2. 利用者の想いに寄り添う福祉サービスの実現

～個人の尊厳を守り、利用者の自己決定が尊重される質の高い多様な福祉サービスの実現を目指します。

3. 地域に根ざした福祉ネットワークの実現

～地域福祉・生活福祉・在宅福祉・障害福祉の支援体制を充実させ、関係者間の連携強化により、より幅の広いネットワークの実現を目指します。

基本目標

1. ボランティアや児童生徒も含め、住民の誰もが参画する、地域福祉のコミュニティづくりのため、新たな発想と視点による福祉活動に取り組みます。

2. 利用者が尊厳をもって在宅生活が送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを提供します。

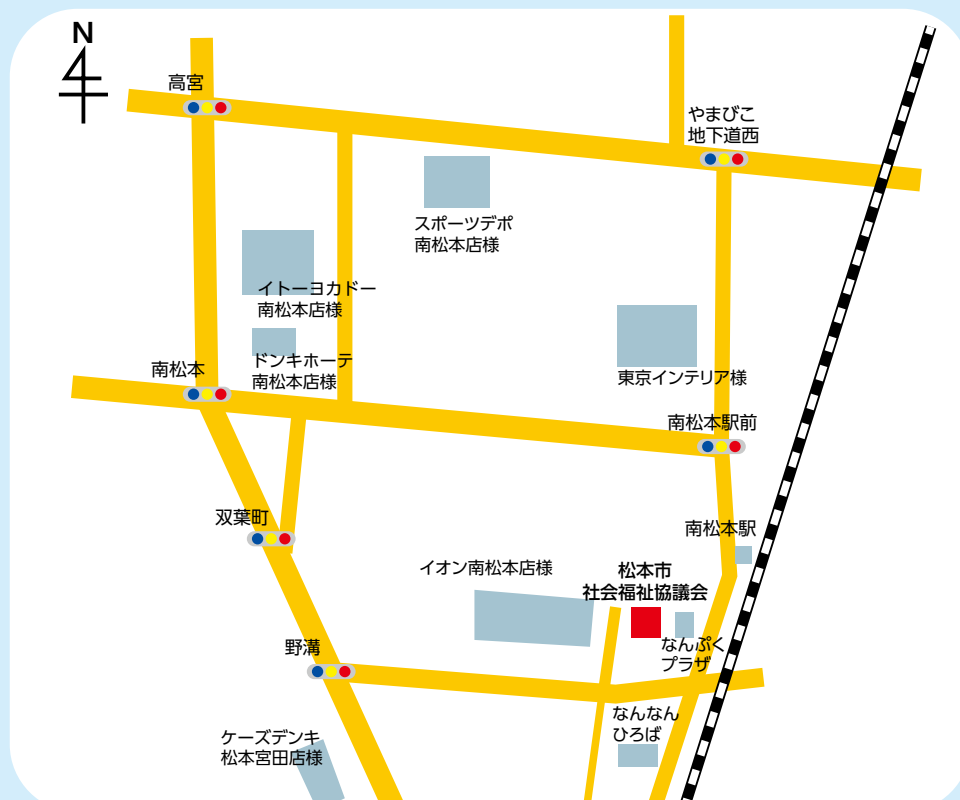
3. 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。

4. 地域・生活福祉部門と介護・障害福祉部門の両輪による、永続的な組織運営を基本とします。

5. 事業と組織について住民の理解を深めるため、積極的に情報公開を行い、説明責任を果たします。

6. 職員が互いを思いやり、共に成長するために、組織内の連携を強め、働きやすい職場環境づくりを進めます。





社会福祉法人松本市社会福祉協議会

- 総務課** 〒390-0833 松本市双葉4番16号
 TEL : 27-2000 FAX : 27-2239
- 地域福祉課** 〒390-0833 松本市双葉4番16号
 TEL : 27-3381 FAX : 27-2239
 児童・高齢福祉担当 TEL : 24-3500 FAX : 24-3505
- 生活福祉課** 〒390-1702 松本市梓川梓2288番地3
 TEL : 88-6699 FAX : 88-6647
- 在宅福祉課** 〒390-0833 松本市双葉4番16号
 TEL : 25-3032 FAX : 25-3094
- 障害福祉課** 〒390-0833 松本市双葉4番16号
 TEL : 25-3133 FAX : 29-0064
- 西部地区センター** 〒390-1401 松本市波田4417番地1
 TEL : 91-2030 FAX : 91-2032
 在宅福祉担当 TEL : 91-2035 FAX : 91-2032
- 四賀地区センター** 〒399-7402 松本市会田1001番地1
 TEL : 64-3302 FAX : 64-1130
- 北部地区センター** 〒390-0803 松本市元町3丁目7番1号
 TEL : 38-7671 FAX : 34-0180



編集・発行

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会

印刷 / アサカワ印刷株式会社

